

須賀川市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民法（明治29年法律第89号）の規定に基づく成年後見制度の利用に当たり、必要となる費用を負担することが困難である者に対し、市が交付する成年後見制度利用支援助成金（以下「助成金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成金の対象者（以下「対象者」という。）は、成年後見、保佐又は補助（以下「成年後見等」という。）開始の審判を受けた者（市長が成年後見等開始の審判請求を行った場合に限らない。）であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市に住所等を記録している者
- イ 本市が介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により保険者となっている者
- ウ 本市が法令の規定により援護を行っている者

(2) 次のいずれかに該当する者

- ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく被保護者である者
- イ 現金及び預貯金の合計額（以下「預貯金等合計額」という。）が60万円以下の者
- ウ 成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人（以下「成年後見人等」という。）の報酬の助成にあたっては、預貯金等合計額が60万円を超える者のうち、超えた分を成年後見人等への報酬として支払い、なお報酬額が不足する者
- エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要であると認めた者

2 前項の該当性の判断の基準日は、次の各号のとおりとする。

- (1) 成年後見等開始審判申立てに要する費用（以下「審判申立費用」という。）の助成については、成年後見等開始の審判確定日
- (2) 成年後見人等の報酬の助成については、第4条第2項の申請を行う日

(対象費用)

第3条 助成対象費用は、審判申立費用及び成年後見人等の報酬の全部又は一部とする。

2 審判申立費用に対する助成は、当該審判請求に要した収入印紙代、郵便切手代、診断書料、鑑定料及び証明書等の発行手数料とする。ただし、診断書料については10,000円を、鑑定料については50,000円を上限とする。

3 成年後見人等の報酬の助成額は、成年後見人等それぞれに対して家庭裁判所が決定した報酬の額の範囲内であって、成年後見人等一人当たり、次の各号で定める額を上限とする。ただし、前条第1項第2号ウに該当する場合は、預貯金等合計額のうち60万円を超えた額を報

酬額として支払い、なお不足する額と助成上限額を比較して少ない額を上限とする。

(1) 施設入所者 月額 18,000 円

(2) 在宅生活者 月額 28,000 円

4 前項に掲げる区分については、家庭裁判所により報酬付与の対象とされた期間（以下「対象期間」という。）の各月の初日の状態によるものとする。

5 成年後見人等の報酬の助成は、対象期間のうち直近 15 月分（本人が死亡した場合にあっては、対象期間のうち直近 24 月分）を限度として行う。

（助成申請手続等）

第 4 条 助成金の申請者は、対象者又は成年後見人等（以下「申請者」という。）とする。

2 申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、成年後見制度利用支援助成金交付申請書（第 1 号様式）に必要書類を添えて、市長に申請するものとする。

3 申請者は、次の期間内に、市長に申請しなければならない。

(1) 審判申立費用については、成年後見等開始の審判確定日から 3 か月以内

(2) 報酬については、家庭裁判所により報酬付与の決定がされた日から 3 か月以内

4 市長は、第 2 項の申請があったときには、その内容を審査のうえ交付の可否及び助成金の額を決定し、申請者に対し成年後見制度利用支援助成金交付決定（却下）通知書（第 2 号様式）により通知するものとする。

5 助成金の交付決定を受けた者は、成年後見制度利用支援助成金交付請求書（第 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

6 市長は、前項の助成金交付請求書の提出を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

7 助成金の交付決定を受けた者は、助成金交付決定内容に変更が生じたときは、成年後見制度利用支援助成金変更申請書（第 4 号様式）に変更内容が確認できる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

8 第 1 項の規定にかかわらず、対象者が死亡した場合にあっては、対象者の成年後見人等であった者が当該報酬を受領しておらず、対象者の資産（現金及び預貯金に限る。）を当該報酬に充当してなお不足が生じる場合に限り、当該後見人等であった者が第 2 項の申請を行うことができる。

（助成金の返還）

第 5 条 市長は、対象者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたと認めた場合は、その助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（補則）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(須賀川市成年後見制度利用支援事業実施要綱の廃止)

2 須賀川市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成19年5月21日施行）は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の須賀川市成年後見制度利用支援事業実施要綱第13条の規定は、この要綱の施行後も、なお従前の例による。